4. 法第4条の規定に基づく措置をとった後において当該措置に かかる中小企業者の事業についての改善または再生のための 支援を適切に行うための体制

当行は、金融円滑化に係る中小企業者の事業についての改善または再生のための支援を適 時適切に行うために、以下の体制を整備しています。

1. 債務者支援時の遵守事項

お客さまに対する経営相談・経営指導および経営改善に向けた取組みについては、経営支援・事業再生および指導の対象業務主管部署である融資部および個人営業部が金融円滑化管理統括責任者や全ての金融円滑化管理責任者等と連携し、営業店およびお客さまへの支援に努めています。

支援にあたっては、融資部および個人営業部が制定した「条件変更対応要領」、「住宅ローン条件変更対応要領」および「経営改善支援に関する取組み手順書」を遵守しております。

2. 経営相談・経営指導および経営改善計画策定等

融資部および営業店は、お客さまに対する経営相談・経営改善および経営改善計画策 定にあたっては、以下の項目を遵守し、真摯かつ丁寧な対応に努めております。

- (1) お客さまに対する経営相談・経営指導および経営改善計画の策定支援に積極的 に取組む。
- (2)経営改善計画を策定する意思のあるお客さまからの要請がある場合は、経営改善計画策定を支援する。
- (3)経営改善計画の策定にあたっては、財務内容の改善のみならず、経営全般のニーズ (事業面、外部環境の変化への対応等)に則した経営改善計画の策定および実践を支援する。
- (4) 貸出条件の変更等に際して、経営改善計画を策定した場合は、当該計画の進捗 状況を適時適切に管理するとともに、必要に応じてお客さまに見直しを助言、 支援するなど、コンサルティング機能の発揮に努める。

以上